

写真植字機用文字書体の機械的複写行為と不法行為  
写植機用文字書体事件

田村善之

[\*283]

大阪地裁平成元年3月8日判決

(昭和58年(ワ)第4872号,株式会社モリサワ対株式会社エヌ・アイ・シー,著作権確認等請求事件)

無体例集21巻1号93頁,判例時報1307号137頁,判例タイムズ700号229頁

(参照条文) 著作権法2条1項1号,2条2項,民法709条

(事実) X(原告)は,昭和41年7月頃,子会社Aの具体的作業の下,台湾等東南アジア向け写真植字機用文字盤に搭載する少なくとも6800字余りの亜細亜明朝体文字および亜細亜太ゴシック体文字の書体(本件書体)を完成した。Xは,本件書体の文字を搭載した写植機用文字盤を写植機に組み込んで販売しているが,右文字盤そのものを補充用に単独で販売することもある。一方,Y(被告)は,昭和54年10月頃,中華民国の訴外BにCG-NIC漢字情報処理電算写植システムに搭載する16000字の明朝体およびゴシック体文字書体(被告書体)の製作を依頼し,昭和55年9月頃にはこれを完成せしめた。Yは訴外Cを通じて右システムを販売している。Xは,被告書体のうち2411字がXの本件書体を機械的に複写し一部を修正して製作されたものであると主張して,右2411字についての著作権を有することの確認と著作権侵害を理由とする差止および損害賠償を請求,予備的に,書体の製作者として他人に無断利用されることなく投下資本を回収する法的保護利益を侵害されたと主張して不法行為を理由とする損害賠償を請求し,本訴に及んだ。

機械的複写行為の存否に関しては,次のように認定されている。Xの方で新しい書体を製作するには少なくとも3年を要するところ,被告書体が文字職人10数人の訴外Bによって1年間間に製作されたものであること,被告書体と本件書体の相違点は,書体の製作に関与する専門家にとっても一見して明らかであるという程の大きなものではないこと等からすれば,訴外Bが被告書体の製作にあたり何らかの形で本件書体の文字を参考にしたのではないかと疑う余地は十分にある。しかし,写植機用の実用文字の書体の製作は,伝承90%,改良10%といわれることがあるように,印刷活字等既存の定型化,規格化された文字書体を前提として,その枠内で行われることが通例であり,そのような場合の書体の創作範囲は,縦画や横画の筆の入れ方,止め方,横線,縦線の太さないしその線率等Yが指摘するような点に限定され,本件書体も被告書体もそのような制限の枠内で製作されたものである。また,Xが誤字であると主張する本件書体に含まれている4字の字体については,被告書体にも同一のものがあるものの,各社辞典等で使用されている例があり,誤字であると断じることができない。さ

らに、被告書体の文字中には、本件書体の文字と同様の不均衡な特徴を持つ文字が 70 字余り含まれているとしても、本件書体の文字と反対の特徴を示す文字も 80 字余り含まれている。したがって、被告書体の文字は、本件書体の文字を機械的に複写したものであるとまでは断定できない。

〔判旨〕 請求棄却。

一 著作権に基づく請求に対して。判旨は、「美術に関連するもので著作権法で保護されるのは、純粋美術に属するものや美術工芸品であって、図案やひな形等実用品に関するものでいわゆる応用美術の範囲に属するものは、原則として、これに含まれない、実用品に関するもので保護されるものがあるとしても、それは一品製作的なものに限られると解するのが一般である」と前置いたのち、「本件書体のような文字の書体であって、なお、著作権法の保護の対象になるものがあるとするれば、それは、当該文字が持っている本来の情報伝達機能を失わせる程のものであることまでは必要でないが、当該文字が本来の情報伝達機能を発揮するような形態で使用されたときの見やすさ、見た目の美しさだけでなく、それとは別に、当該書体それ自体が、これを見る平均的一般人の美的感興を呼び起こし、その審美感を満足させる程度の美的創作性を持ったものでなければならぬと解するのが相当である。」「本件書体については、それが製作される以前からあった他者製作の同種印刷活字文字や写植用文字等の書体に比して、どこがどのように異なるのか、……特有な創作的デザイン要素は何なのか、その創作性の内容を具体的に確定できるだけの資料はない。しかし、……本件書体の文字を通覧しただけでも、本件書体が、実用性の強いものであ[\*284]って、右にいう程度の美的創作性を有しないものであることは、明らかである」として、著作物性を否定し、請求を棄却した。

二 不法行為に基づく損害賠償請求に対して。判旨は、書体の創作のためには多くの労力と時間、費用を要すること、書体を使用する際には書体の製作者に対価を支払う慣行が存在することを指摘したうえで、「著作物性の認められない書体であっても、真に創作性のある書体が、他人によって、そっくりそのまま無断で使用されているような場合には、これについて不法行為の法理を適用して保護する余地はあると解するのが相当である。」と判示した。しかし、具体的には、本件書体の創作性の内容が必ずしも明らかではないこと、被告の書体が原告の書体をそっくりそのまま流用したものであるとまで断ずることはできないということ、を理由に請求を棄却した。

〔評釈〕 判旨におおむね賛成。

一 書体の著作物性に関しては、すでに本件より装飾的なアルファベットの書体について著作物性を否定する判決がある(東京地裁昭和 54 年 3 月 9 日無体集 11 巻 1 号 114 頁〔ヤギ・ポールド事件第一審〕、東京高裁昭和 58 年 4 月 26 日判決無体集 15 巻 1 号 340 頁〔第二審〕)。実用される書体について著作物性を認めた判決もあるが、それは書と同視しうるものであり(東京地裁昭和 60 年 10 月 30 日判決無体集 17 巻 3 号 520 頁〔動書事件 〕)、その場合にも、字の形が類似しているにすぎない場合には複製とはされない(東京地裁平成元年 11 月 10 日

判決無体集 21 卷 3 号 845 頁(動書事件 )。これに明朝体あるいはゴシック体に分類される書体について著作物性を否定した本判決が加わることによって、裁判例の傾向として、実用的な書体に関しては、書と同視しうるようなものは除いて、著作物性を認めないという方向性が定まったといえよう。

かりに明朝体やゴシック体などの一般に用いられている書体に関して著作物性を認めたとすると、これらの書体の文字を用いて著作された言語の著作物を複製する場合に、言語著作物の著作権者の許諾とは別個にこれらの文字の書体の著作権者の許諾をも必要とすることになり、言語の著作物の利用にとって支障が生ずることになる。また、法令を掲載した官報を複写した場合、法令そのものの著作権侵害ということもありえないにもかかわらず(著作権法 13 条 1 号)、そこで使われた文字の著作権を侵害することになる等、著作権の制限規定を設け、著作物の公正な利用を意図する著作権法の趣旨が達成されない場面が出現することになる(以上、玉井克哉「文字の形と著作権」ジュリスト 945 号(1989 年)76 頁の指摘に依る)。そもそも、文字は、言語の著作物を伝達するための一手段であって、みだりにその形態に著作権を認める場合には著作物の公正な利用を図るという著作権法の趣旨に反すること前述の例が示すとおりである。そして、本判決が指摘するように、本件書体に美術の著作物と同視しうるような美的創作性を感得しえない以上、これを著作物と認める理論的必然性は何処にもないのであるから、このような場合に書体について著作物性を認めない裁判例の傾向は正当であろう。

ちなみに、実用品に関する本判決の説示について一言しておこう。実用品を文化の発展を目的とする著作権法により保護しうるのか否かということに関しては、いわゆる応用美術の問題として論議がある。著作権法は、2 条 2 項にて美術の著作物には「美術工芸品」が含まれると定めるのみである。裁判例においては、説示の上では、実用品であっても純粋美術と同視しうるか、あるいは、美術工芸品に該当する場合には著作物に当たるといように説かれることがあるが、「美術工芸品」の意味および「美術工芸品」以外の応用美術が美術の著作物に含まれるのか否かという点について解釈が分かれているために、文献においては判例は分かれているとされている。しかし、不明確な概念であり、しかも条文上著作物性判断の決定的な基準たりえない筈の美術工芸品に関する説示を度外視し、さらに各判決の具体的結論に着目する場合には、実用品といえども純粋美術と同視しうるものは著作物となるとの基準を採るのが裁判例のおおむねの傾向であるといえよう(神戸地裁姫路支部昭和 54 年 7 月 9 日判決無体集 11 卷 2 号 371 頁(仏壇彫刻事件)、東京地裁昭和 56 年 4 月 20 日判決判例時報 1007 号 91 頁(アメリカ T シャツ事件))。なお、京都地裁平成元年 6 月 15 日判決判例時報 1327 号 124 頁(佐賀錦袋帯事件)および東京高裁平成 3 年 12 月 17 日判例時報 1418 号 121 頁(木目化粧紙事件)は、説示としては、純粋美術としての性質をも有するか否かという一見緩やかな基準を説くが、具体的には著作物性を否定した判決にすぎない。本判決も、美術工芸品に関する説示を除外すれば、純粋美術と同視しうるような美的創作性がある場合には著作物性を肯定する旨、判示したものと捉えうるから、従来裁判例を踏襲するものといえる(この問

題に関しては、田村善之「他人の商品のデッド・コピーと不法行為の成否 - 木目化粧紙事件」特許研究 14 号(1992 年)35～37 頁をも参照)。

二 1 書体については、以上のように、著作物の利用者に対してまで権利が及ぶような著作権の保護は否定すべきであるが、このことは、書体の製作者が、特に他の書体製作者に対して、法的な保護に値する利益を何ら有しないというこ[\*285]とを意味しない。投下資本をかけて製作される書体について、他者がこれにフリー・ライドすることを無制限に許容する場合には、書体製作のインセンティブが失われる。特に書体に関しては意匠制度による保護に限界がある。本件のような明朝体やゴシック体に分類される書体は模様として扱われないとされているから、意匠登録は困難であり(斎藤瞭二・意匠法(第二版・1986 年・発明協会)113～118 頁)、また、たとえ文字盤の模様として意匠登録が認められたとしても、文字の配列、間隔等を異にされた場合には権利範囲外とせざるをえないし、そもそも書体が文字盤を必要としないデジタルの文字フォントに用いられる場合には、物品性を要する意匠権の範囲外となるからである。その結果、実用的な書体については著作権の外、工業所有権の保護にも欠缺が見られることになる。その中で、かつて書体の模倣行為について不法行為は成立しないと判示した東京高判昭和 57 年 4 月 28 日判決無体集 14 巻 1 号 351 頁(タイポス書体事件)とは異なり、本判決が他人の書体を機械的に複製して書体を製作する行為について不法行為の成立の余地を認めた意義は大きい。知的財産権の保護が及ばない対象を模倣する行為に対して、不法行為を認めた判決は極めて少ないが、本判決が一つの鎗矢となったのか、その後、前掲木目化粧紙事件判決は、他人の製造販売する木目化粧紙を、おそらくは写真製版して全く同じ柄の木目化粧紙を製造し廉価で販売したという行為に対して、不法行為の成立を認めて廉価販売によって余儀無くされた値下げ分の損害賠償を認容した。この判決が不法行為の成立を認めるに当たって斟酌すべきことを明示した事情を本判決の抽象論と比較すると、模倣されたものが創作的なものであること、模倣態様がデッド・コピーであることの二点が共通する。対して、使用許諾について対価が支払われているという慣行が存在しなくとも不法行為の成立を認めている点では緩やかな基準に依るものといえようが、他方で被告が廉価販売を行っており原告の営業活動を妨害しているという写植機用文字書体事件にはなかった事実が斟酌されている(従来 of 裁判例とともに、より詳しくは、田村・前掲参照)。

2 知的財産権の保護対象にはならない創作物を扱った商品、あるいは審査期間に比してライフ・サイクルが短いために工業所有権の保護が大きな意義を持たない創作物を扱った商品、あるいは出願をしていない等のために工業所有権の保護を享受しない創作物を扱った商品が世の中には多数存在する。知的創作活動を保護するために排他権を設ける知的財産権の保護とは無関係に、このような商品の開発が行われるのは、新たな商品を他者に先駆けて市場に置くことに利益があるからであると考えられる。知的財産権の保護が及ばない以上、他者が先行者の商品を模倣することは自由であるが、先行者が市場に先行した時点以降、他者が同様の商品を模倣して市場にて競合するまでには、他者が商品化をなすために要する時間が経過するから、そこにはタイム・ラグがある。この市場に先行しえたタイム・ラグの

期間中は、新規開発部分に関して競合するものがない状態で販売活動を行いうることになり、投下資本を有利に回収することができる。また、他者が競合した時点においてもすでに新商品の販路を確保しているために有利に競争できるということもあろう。ところが、かりに商品のデッド・コピーが適法ということになると、この市場先行の利益の大半は失われることになる。他者は先行者の商品をデッド・コピーすることにより商品化のための時間を節約できる結果、新商品の市場出現後、ただちに模倣商品を市場に現出させて競争することが可能となるから、前述したタイム・ラグが殆どないことになり、市場先行の期間自体が短いものとなる。また、デッド・コピーによる模倣者は、商品化のための労力、費用を節約できる結果、複製の費用を除けば、商品化に関する投下資本を回収する必要がないために、競争後はこの点において模倣者の方が有利となる。さらに、新商品を市場に先行させる者は、他方で新商品の販売がビジネスとして成立しうるか否かについてリスクを負っているところ、ヒット商品のみを模倣することが可能となる模倣者は、かかるビジネス・リスクを負う必要もないということになる。ようするに、デッド・コピーが可能ということになると、模倣者の方が先行者より有利となり、市場先行による利益というインセンティブが失われる結果、新商品の開発が減退するということになりかねないのである。複製技術の発達により、安価で多様な複製手段の利用が可能な現在、この危惧を杞憂として片づけることはできないであろう。

もちろん従来から、デッド・コピーに対しては、工業所有権の他、著作権法、あるいは不正競争防止法1条1項1号、2号の活用により対処されていたところであるが、いわば迂路にすぎない後二者による包括的保護には困難がある。また、工業所有権が存在するとしても、本件書体のようにその保護に欠缺があるものが存する。したがって、新商品の開発促進のためのインセンティブを確保するためには、工業所有権制度に加えてデッド・コピーを禁止する法理を構築すべきであるといえよう。他人が労力、費用、時間を掛けて商品化したものを故意また[\*286]は過失によりデッド・コピーすることで労力、費用、時間を節約したうえで商品化する場合には、原則として不法行為が成立すると解すべきである。本判決は書体の利用につき対価を支払う慣行があることを斟酌しているが、たとえそのような慣行がなかったとしても、デッド・コピーにより開発工程を省略し、市場先行のメリットを失わしめる行為に対しては、それのみで違法とするに十分であろう。また、本判決および木目化粧紙判決はコピーされた対象が創作物であることを斟酌しているが、そこにいう創作とは他人が労力、費用、時間を掛けて商品化したという程度で足りると解すべきである。もちろん、デッド・コピーを違法とする前記趣旨からは、需要者の嗜好を満足せしめることができるような何らかの価値を有する商品であることを要件と考えることも可能であるが、労力、費用、時間などの商品化のための汗を保護するためには、商品の価値に拘泥することはそれほど有益なこととは思われない。デッド・コピーをされるということ自体、何らかの価値が存することを推察せしめることでもあり、無駄な審理の節約という観点も肝要であろう(詳しくは、田村・前掲。立法論については田村善之「不正競争行為類型と不正競争防止法」ジュリスト1005号(1992年)15頁をも参照)。

3 本判決が具体的に不法行為の成立を否定した点に関して。

原告は、被告書体は、本件書体を機械的に複写したうえ一部を修正したものであると主張したが、本判決は事実認定としてこれを認めなかった。ただし、明朝体やゴシック体の中に分類される書体に関しては、知的財産権の保護に欠缺がある以上、知的財産権制度との抵触ということを神経質に考える必要はなく、むしろ保護の欠缺を埋めることが望まれる。したがって、両書体の外観に幾分の相違があるとしても、被告書体はその製作過程において原告の本件書体に依拠しており、その結果、書体の製作に要した労力、時間、費用を原告に比して質的に相違するほど節約したということがかりに判明したとすれば、書体の開発者である原告よりも模倣者である被告側の方が有利になるから、デッド・コピーを違法とする前記趣旨を及ぼしめることも可能であったであろう。しかし、原告の本件書体自体、判旨が指摘するように、明朝体、ゴシック体に関して活字印刷用の書体がすでに存するところ、写植機用に製作されたものであるという事情がある。被告書体の製作を違法と断じるためには、書体が同一でない以上、書体製作に投入した労力、費用、時間が、原告と被告とでどのように異なるのかということが解明されることが必要である。本判決は、書体が模倣行為から保護されるべき基準としての創作性について、デッド・コピーに対する保護のための基準として本稿が先に提唱したもののよりもやや高度のものを要求しているように見受けられるが、被告書体が本件書体とは同一とは断じがたいという事案のもとでは妥当な判断過程を示したものと評することができよう。なお、本件書体完成後被告書体完成まではほぼ 14 年の歳月が流れているが、この期間の経過は投下資本の回収に十分なものであり、本件書体は要保護性が失われているという議論もありえよう(参照、田村・前掲特許研究)。その当否の吟味に際しては、被告書体が用いられたのは、デジタル・フォントという技術進歩により形成された書体の新市場であるという事情をいかに考えるかという問題もある。

本判決については、渋谷達紀・判例時報 1324 号(1989 年)213～218 頁の評論、半田正夫・発明 87 巻 4 号(1990 年)64～69 頁、牛木理一・パテント 42 巻 10 号(1989 年)2～8 頁の論説がある。